

○南知多町低入札価格調査制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、南知多町及び南知多町水道事業が発注する建設工事（以下「工事」という。）の請負契約について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の10（令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する落札者の決定方法について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 低入札価格調査 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適法した履行がなされない恐れがあるか否かを確認するための調査をいう。
- (2) 低入札調査基準価格 低入札価格調査を行う基準として設定する価格をいう。
- (3) 予定価格 入札に付する事項に関する仕様書、設計書等によって予定される価格をいう。
- (4) 入札書比較価格 予定価格から消費税相当額を除いた価格をいう。

(対象)

第3条 低入札調査基準価格及び失格基準価格は、町長が必要と認める工事について適用する。

(低入札調査基準価格)

第4条 低入札調査基準価格は、入札書比較価格の算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（ただし、その額が入札書比較価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、入札書比較価格に10分の7.5（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）を乗じて得た額に満たない場合にあっては、10分の7.5を乗じて得た額）とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

(入札の執行)

第5条 低入札調査基準価格を設定したときは、入札公告又は指名通知に低入札調査基準価格を設定している旨を記載し、入札参加者へ周知するものとする。

2 企画財政課は、低入札調査基準価格を設定したときは、予定価格書に低入札調査

基準価格及び失格基準価格を記載するものとする。

3 低入札調査基準価格は、落札決定後、速やかに公表するものとする。

4 企画財政課は、開札の結果、低入札調査基準価格を下回る申込価格での入札（以下「低入札」という。）が行われた場合は、落札の決定を保留するものとする。

（低入札価格調査）

第6条 企画財政課は、低入札が行われた場合は、低入札をおこなった者（以下「低入札者」という。）により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるか否かについて、低入札価格調査票（別記様式。以下「調査票」という。）の提出を求めるものとする。

2 調査票については、開札日の翌日から3日以内（閉庁日を除く。）に提出させるものとする。

3 企画財政課は、前項の規定により提出された調査票に記載された事項について、事実の確認の必要があると認めるときは、事情聴取、関係機関への照会等による確認を行うものとする。

4 調査票を第2項に規定する期日までに提出しない者及び前項の確認に応じない者は、失格とする。

（南知多町指名審査会への付議）

第7条 南知多町指名審査会は、前条の規定による確認結果等の審議を行うものとする。

（落札者の決定）

第8条 企画財政課は、前項の審議において契約の履行が確保できると認めた場合は当該低入札者を落札者に決定するものとし、契約の履行が確保できないと認めた場合は予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、次に低い者（以下「次順位者」という。）を落札者として決定するものとする。

2 次順位者が低入札に該当した場合は、前2条及び前項の規定を準用する。

（入札者への通知）

第9条 前条の規定により落札者が決定した場合には、直ちにその旨を入札参加者に通知しなければならない。

（指名停止）

第10条 町長は第6条第4項の規定により落札者とならなかった者に対して、南知多町建設工事等請負業者指名停止等取扱要領により指名停止措置を講じるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別記様式（第6条関係）

低 入 札 価 格 調 査 票

入札日	年	月	日	
工事名				場 所
入札者				入札額 円
1 その価格により入札した理由（具体的な理由を記載してください） 例）使用する資機材を低い価格で確保できるため。				
※ 入札価格の積算根拠となる設計書を添付してください。				

低 入 札 価 格 調 査 票

2 現在施工中の工事の状況	
3 所有する資材及び機材の状況	
4 資材の購入先及び当該購入先との関係	
5 労務者の具体的供給見通し	
6 経営状況	
7 信用状況	
8 その他必要な事項	

備考 南知多町低入札価格調査制度実施要綱第6条第3項に基づき、調査票に記載されている情報を関係機関等へ確認することがあります。

失格判断基準

失格項目	内 容	
1 低入札価格調査に協力しない場合	①	低入札価格調査票等（調査票、添付資料及び根拠資料に関する一切の書類。以下、「低入札価格調査資料」という。）が、指定した期限までに提出されない場合。
	②	低入札価格調査資料が提出されたものの、記載内容等に不備があり、事情聴取ができない状態である場合。（積算内容に影響しない軽微な不備であって、事情聴取においては是正された場合を除く。）
	③	正当な理由なく事情聴取に応じない場合
	④	事情聴取に対し、提出された低入札価格調査資料に基づいた根拠のある説明ができない場合。
	⑤	事情聴取に対し、不適正・不誠実な言動があり、正常な事情聴取が実施できない場合。
2 設計仕様等に適合しない場合	①	設計書、仕様書に定める数量、工法及び施工条件を満たしておらず、適切に施工されない恐れがある場合。
	②	材料・製品が、設計図書、仕様書で定める品質・規格を満たしておらず、適切に施工されない恐れがある場合。
3 工事費内訳書の算出根拠が適正でない場合	①	積算根拠となる資料が正しく作成されていないため、工事費内訳書の内容が適正であることが確認できず、適切に施工されない恐れがある場合。
	②	共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等について、通常必要となる経費が計上されていないため、適切に施工されない恐れがある場合。
	③	入札時に提出された「工事費内訳書」と、低入札価格調査票に添付された設計書の額が合致していない場合。
	④	労務単価が、法定最低賃金を下回っている場合。
	⑤	下請予定業者及び資材購入予定業者等が提出した見積書（低価格入札者が自ら実施する工事、業務等を除いたあらゆる工事、業務等の見積書を指す。（以下、「下請見積書等」という。））の明細が、設計書の該当部分に適正に反映されていない場合。
	⑥	下請負業者等からの事情聴取等により、下請負見積書等の記載金額が、いわゆる「指値」であるなど、不当に低価に設定されたことが確認できた場合。
	⑦	下請負見積書等の記載金額について、過去の取引実績のある金額など、当該金額の合理性かつ現実性が確認できず、適切に施工されない恐れがある場合。

4 建設副産物の処理が適正でない場合	①	建設副産物、建設発生土及び資材に関する運搬計画が適正でない場合。
5 法令違反や契約上の基本事項違反等があると認められる場合	①	適用を受ける関係法令に違反する恐れがある場合。
	②	適用を受ける契約上の基本事項（入札説明書の規定等）に違反する場合。
	③	本工事に専任すべき主任（監理）技術者及び補助技術者（入札説明書の規定に基づき、本工事に専任すべき技術者をいう。）が、他工事の専任技術者となっている場合など、施工体制（品質管理体制、安全管理体制等）が適切でないため、適切に施工されない恐れがある場合。
	④	下請見積書を提出した者が、工事等に必要な許可等を受けていない場合（当該許可等は、下請予定業者等への見積依頼日以前のものに限る。）

※ 上の項目のいずれか1つでも該当した場合には、当該事業者を失格とする。